

○川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月29日

規則第41号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 助産施設（第8条・第9条）
- 第3章 母子生活支援施設（第10条—第15条）
- 第4章 保育所（第16条・第17条）
- 第5章 雑則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童福祉施設と非常災害）

第2条 児童福祉施設（条例第1条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（平26規則61・旧第3条繰上・一部改正）

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第3条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（平26規則61・旧第4条繰上）

（業務継続計画の策定等）

第3条の2 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下

この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令5規則11・追加)

(衛生管理等)

第4条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設(助産施設及び保育所を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(平26規則61・旧第6条繰上、令5規則11・一部改正)

(入所した者及び職員の健康診断)

第5条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（平26規則61・旧第7条繰上・一部改正）

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第5条の2 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。）は、当該児童福祉施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。第11条において「基準府令」という。）第12条の2に規定することも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（令6規則66・追加）

（児童福祉施設内部の規程）

第6条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
 - (2) その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

(平26規則61・旧第8条繰上・一部改正)

(児童福祉施設に備える帳簿)

第7条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(平26規則61・旧第9条繰上)

第2章 助産施設

(入所させる妊産婦)

第8条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(平26規則61・旧第11条繰上)

(第二種助産施設と異常分べん)

第9条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

(平26規則61・旧第12条繰上)

第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第10条 母子生活支援施設の設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第13条第1項に規定する母子室のほか、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに浴室及び便所を設けること。

(3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(平26規則61・旧第13条繰上)

(母子生活支援施設の長の研修)

第11条 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第27条の2第2項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(平26規則61・旧第14条繰上、令5規則58・令6規則66・一部改正)

(生活支援)

第12条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(平26規則61・旧第15条繰上)

(自立支援計画の策定)

第13条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(平26規則61・旧第16条繰上、令6規則43・一部改正)

(業務の質の評価等)

第14条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(平26規則61・旧第17条繰上)

(関係機関との連携)

第15条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(平26規則61・旧第18条繰上・一部改正、令6規則43・一部改正)

第4章 保育所

(保育時間)

第16条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、市長が定める。

(平26規則61・旧第20条繰上)

(業務の質の評価等)

第17条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(平26規則61・追加)

第5章 雑則

(電磁的記録)

第18条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(令3規則54・追加)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則61・旧第24条繰上、令3規則54・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第61号)

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な

提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第54号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第43号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日規則第66号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。